

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託プロポーザ ル実施要領

小牧市病院事業が計画している新小牧市民病院のエネルギー供給サービス（以下「E S」という。）事業者を選定するため、次により参加表明書等の提出を要請する。

1 プロポーザルの名称

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

2 プロポーザルの概要

(1) 事業名称

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業

(2) 事業場所

小牧市常普請一丁目20番地他（新小牧市民病院内）

(3) 事業内容

事業者は、小牧市病院事業と結ぶE S事業委託契約に基づき、エネルギー供給サービスを新小牧市民病院に提供するものとする。

事業者は、エネルギー供給設備である電気設備及び熱源設備（以下「E S設備」という。）を保有するものとし、保有する各設備の設置工事や配線・配管工事、それに伴う資金調達、諸官庁あるいは新小牧市民病院の保安規程などで定める法定点検・定期点検等の保守管理、税務処理、電気の変電・送電及び空調・給湯・滅菌用の熱供給（冷水・温水・蒸気）を行うものとする。

(4) 事業の範囲

事業者が行う事業の範囲は、次の通りとする。

ア E S設備の設計・建設（調達、施工）及びその関連業務

イ E S設備の調達に伴う資金調達及びその関連業務

ウ E S設備の設計、建設に関する全ての手続き業務及びその関連業務

エ E S期間内におけるE S設備の運転管理・維持運営業務

事業者は、E S期間内にE S設備の運転管理及び維持運営（定

期点検、消耗品・部品交換、修繕など)を行うものとする。

オ E S 期間内における E S 設備の故障時の緊急対応業務及びその復旧業務

事業者は、E S 期間内の E S 設備の異常の場合は、早期に自己の費用にて仮復旧対応及び本復旧対応に着手して小牧市民病院の機能を維持するものとする。ただし、小牧市病院事業の過失により生じた E S 設備の異常の場合は、当該費用の負担割合について小牧市病院事業と協議し決定するものとする。

カ E S 事業期間終了後の E S 設備の所有権移転業務

事業者は、E S 事業期間終了後に小牧市病院事業へ E S 設備の所有権の移転を行うものとする。ただし、所有権移転の時期については、小牧市病院事業と事前協議をするものとする。

キ E S 開始より 3 年間のシステム評価分析業務

事業者は、熱源システムの評価分析及び運用改善提案を原則として 1 年に 1 回行うものとする。また、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果を確認するものとする。

ク E S 期間内における E S 設備を含めた小牧市民病院全体の各種設備（熱及び電気）の省エネルギーコンサルタント業務

事業者は、E S 期間内に E S 設備を含めた小牧市民病院全体の各種設備の運用改善に関する業務を継続的に行うものとする。検討については、評価ツールを用いて、設計から建設、運用段階まで一貫して行うものとする。

(5) E S 期間

E S 期間は 1 5 年間とする。

(6) 土地・建物等の使用

事業者は、E S 設備等の設置に伴う小牧市病院事業の財産（土地・建物等）の使用許可手続を行うものとする。ただし、使用料の支払いは免除する。

(7) E S 事業スケジュール（予定）

実施設計 : 平成 2 7 年 9 月～平成 2 8 年 1 月

建設工事 : 平成 3 0 年 4 月～平成 3 1 年 3 月

開院 : 平成 3 1 年 5 月

エネルギー供給 : 平成 3 1 年 4 月～平成 4 6 年 3 月

3 主催者及び事務局

(1) 主催者 小牧市病院事業

(2) 事務局 小牧市民病院事務局新病院建設推進室

〒485-8520

小牧市常普請一丁目20番地

電話：0568-76-4131（代表）

F A X：0568-76-4145

小牧市民病院ホームページ

<http://www.komakihp.gr.jp/>

4 審査委員会

参加表明書等の審査は、新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

審査委員会（順不同・敬称略）

奥宮 正哉 名古屋大学大学院教授

山羽 基 中部大学教授

田中 英紀 名古屋大学特任教授

谷口 健次 小牧市民病院副院長

平岡 健一 小牧市都市建設部長（建設担当）

林 由紀宏 小牧市民病院事務局長

5 選定の概略

(1) 方法

公募型によるプロポーザル方式

(2) 審査

ア 参加資格審査（書類審査）

提出書類に基づき参加資格審査を行い、参加資格がある者を選定する。

イ E S事業の実績及びE S費用・技術提案審査

委員会は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、技術的に最適な者及び次点者1者を選定する。なお、同点となっ

た場合は、見積金額が安価な者を上位とする。

(3) 評価基準

評価項目		配点
1	E S 事業の実績	10点
2	E S 費用	18点
3	E S 設備	10点
4	本事業に対する実施体制	10点
5	環境負荷低減と省エネルギー対策	10点
6	光熱水費低減とE S 費用低減	10点
7	B C P 対策と信頼性向上	10点
8	効率的運用	5点
9	補助金・税制優遇等の活用	3点
10	E S 事業期間終了後の対応	2点
11	事業スケジュール（工程表）	2点
12	取組意欲	10点

6 参加資格及び条件

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業業務委託プロポーザル実施要綱（平成27年6月1日27小院建第19号）第3条に規定する条件を満たすこと。

また、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されていない者は、参加表明書等とともに次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (2) 個人事業主にあつては、代表者の身元証明書及び代表者の登記されていないことの証明書
- (3) 法人にあつては、国税（法人税及び消費税（その3の3））、都道府県税（法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税）及び市町村民税すべての納税証明書

なお、各納税証明書については未納がないことが確認できるものを添付すること。

- (4) 個人事業主にあつては、国税（所得税及び消費税（その3の2））、

都道府県税（個人事業税及び自動車税）及び市町村民税すべての納税証明書

なお、各納税証明書については未納がないことが確認できるものを添付すること。

また、(1)から(4)の詳細については、小牧市の入札参加資格審査申請要領 P.3「4 別送書類」を参照すること。（市ホームページに掲載あり）

http://www.city.komaki.aichi.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/009/587/kon.pdf

7 実施スケジュール

区 分	項 目	日 程
参加資格審査	実施要領等発表	平成 27 年 6 月 12 日(金)
	参加表明書等の提出期限	平成 27 年 6 月 22 日(月)
	参加資格審査結果通知	平成 27 年 6 月 25 日(木)
提案書の審査	図書等交付	平成 27 年 6 月 25 日(木) から同年 7 月 1 日(木)
	質疑受付	平成 27 年 6 月 25 日(木) から同年 7 月 6 日(月)
	質疑回答 (小牧市民病院ホームページに掲載)	平成 27 年 7 月 13 日(月)
	E S 費用及び技術提案書提出期限	平成 27 年 7 月 13 日(月) から同年 7 月 24 日(金)
	プレゼンテーション及びヒアリングのプロジェクト等の動作確認	平成 27 年 8 月 6 日(木)
	プレゼンテーション及びヒアリング	平成 27 年 8 月 17 日(月)予定
	結果発表（通知）	平成 27 年 8 月 24 日(月)頃
	結果発表（公表）	平成 27 年 8 月 31 日(月)頃

(1) 期間の表示のあるものは、午前 9 時から正午及び午後 1 時から 4 時

まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）を行うものとする。

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

提出期限内に必ず事務局に持参すること。なお、質問以外は郵送等による提出は認めない。

(4) 参加表明書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの日程については、決定次第参加資格者に通知するものとする。

8 参加表明書等の交付場所及び交付方法

参加表明書等の様式、小牧市民病院建替基本計画及び新小牧市民病院建設基本設計書（概要版）は、小牧市民病院ホームページに掲載する。

なお、その他の配布資料は、参加資格審査結果通過者に事務局でCD-Rにて貸し出す。

9 提出書類等の提出方法

(1) 参加資格審査

提出書類に基づいて参加資格審査を行い、参加資格がある者を選定する。

参加資格審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。また、提出された参加表明書等は返却しない。

ア 提出書類（各1部）

- ① 参加表明書（兼受領書）・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- ② E S 事業の実績・・・・・・・・・・・・・・（様式2）
- ③ 小牧市の入札参加資格者名簿に記載されていない者は6参加資格及び条件の(1)から(4)に掲げる書類

イ 作成要領

- ① 使用する言語、通貨及び単位
使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時

及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- ② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、該当様式に記載事項を追加すること。

なお、様式1及び様式2は日本工業規格A4とする。

③ 要求事項

- ・様式1については、提出書類の受領確認のため、提出時に様式1に受付番号、受付印を付したうえで、その写しを交付する。
- ・様式2については、審査を公平に行うため提出者が特定できるような表現は避けること。
- ・東海4県（愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県）、関東1都6県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び神奈川県）、関西2府4県（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県及び和歌山県）で延床面積30,000平方メートル以上の施設に対し、ES事業（1次エネルギーである電気やガスを、自ら整備した設備を用いて熱エネルギー等に変換し、対象施設に供給すること。）の実績で代表的な実績を3件以上5件まで記入すること。
- ・提出図書は、片面のみの使用とする。
- ・上下左右の余白は30mmを目安とする。
- ・文字の大きさは10.5pt以上とする。
- ・提出書類は、その各項目における必要記載事項または提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」または「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙での提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失することになるので注意すること。

(2) ES費用及び実績・技術提案審査

ア 提出書類（様式順に左上1箇所をステープラー（ホチキス等）留めで各15部提出）

- ① ES費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

- ② E S 設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 4）
- ③ 本事業に対する実施体制・・・・・・・・・・（様式 5）
- ④ 環境負荷低減と省エネルギー対策・・・・・・・・（様式 6）
- ⑤ 光熱水費低減と E S 費用低減・・・・・・・・（様式 7）
- ⑥ B C P 対策と信頼性向上・・・・・・・・・・（様式 8）
- ⑦ 効率的運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 9）
- ⑧ 補助金・税制優遇等の活用・・・・・・・・・・（様式 10）
- ⑨ E S 事業期間終了後の対応・・・・・・・・・・（様式 11）
- ⑩ 事業スケジュール（工程表）・・・・・・・・（様式 12）

イ 作成要領

① 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるものとする。

② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、該当様式に記載事項を追加すること。

なお、様式 3 については日本工業規格 A 4 とし、様式 3 以外は日本工業規格 A 3（A 4 版に折込綴じ）とすること。

③ 要求事項

・様式 3 については、次の項目を記入のこと。

○ 15 年間のエネルギー供給サービス総額費用（以降「X」とする。）

○ 1 年間のエネルギー供給サービス費用

○ X の内訳（工事費用の総額，15 年保守費用の総額，（設備の運転管理費，日常点検費，定期点検費，消耗品・部品交換費，修繕費など））

○ その他費用の総額

・様式 4 については、E S 設備の特徴、システム構成、機器仕様、主要機器レイアウトなどを具体的に記入のこと。

・様式 5 については、事業スキーム及び設計、建設から保守運用に至るまで、各時点での人員配置を含めた事業実施体制を記入のこと。

- ・様式 6 については、新小牧市民病院の基本システムに基づく E S 設備の C O 2 排出量及び 1 次エネルギー消費量を記載のうえ、事業者提案に基づく環境負荷低減策と省エネルギー対策の手法とその効果（C O 2 排出量削減量、1 次エネルギー削減量など）を、手法ごとに提示すること。
- ・様式 7 については、新小牧市民病院の基本システムに基づく E S 設備の光熱水費及び E S 費用を記載のうえ、事業者提案に基づく光熱水費低減策と E S 費用低減策の手法とその効果（コスト）を、手法ごとに提示すること。又、E S 費用と光熱水費のトータルコストも合わせて提示すること。なお、補助金等の活用によるコスト低減は提案段階で確定しないため評価の対象外とする。
- ・様式 8 については、災害時や商用電力及び都市ガス停止時などの対応について、想定される事態ごとに支援体制も含め記入すること。また、E S 設備の信頼性向上の手法について記入すること。
- ・様式 9 については、運用段階における E S 設備の運転管理・維持運營業務の効率化とエネルギー消費の効率化について具体的な評価分析手法及び評価ツールの運用方法を記入すること。
- ・様式 1 0 については、E S 設備に対する補助金・税制優遇等の活用について記入すること。

提案時点において確定している補助金制度等の他、現行の補助金制度等より本事業で活用可能と想定されるものも含め、補助金制度の名称、補助による E S 費用の低減コストを具体的に提案すること。
- ・様式 1 1 については、E S 設備に対する E S 事業期間終了後の対応（保守等履歴の引継ぎ方法など）について記入すること。
- ・様式 1 2 については、本事業の設計から建設、運用（E S 事業開始から終了）について記入すること。また、新小牧市民病院建設の事業スケジュール（実施設計、建設工事、開院前準備、開院後）との連携に係る技術的所見も記入すること。

- ・各様式については、審査を公平に行うため提出者が特定できるような表現は避けること。
- ・提出図書は、片面のみの使用とする。
- ・上下左右の余白は30mmを目安とする。
- ・文字の大きさは10.5pt以上とする。
- ・提出書類は、その各項目における必要記載事項または提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」または「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙での提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失することになるので注意すること。

(3) 提案書等に関する質疑回答

ア 提案書等に関して質問がある場合は、

プロポーザルに関する質問書（様式13）を作成し、事務局に持参又は郵送（質疑受付期間内に事務局必着のこと。一般書留郵便又は配達証明付書留郵便に限る。）すること。

イ 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、小牧市民病院ホームページに掲載する。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについては、別に定める。

11 施工条件

(1) 建築場所、敷地条件

ア 建築場所

小牧市常普請一丁目20番地他

イ 敷地条件

敷地面積、31,799.99平方メートル

(2) 建物内容

ア ・新病院棟

延床面積 39,521平方メートル

構造 鉄骨造（免震構造）

階数 地上9階建

・サービス棟

延床面積 4,988平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造（耐震構造）

階数 地上4階建

・北棟（既存、改修）

延床面積 8,521.03平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地下1階、地上5階建

・緩和ケア病棟（既存）

延床面積 1,633.10平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上2階建

(3) 事業予定（病院全体）

実施設計 平成27年4月～平成28年3月

建設工事 平成28年4月～平成31年3月

開院 平成31年5月

1.2 その他

- (1) 参加表明書等を提出した者が審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (2) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 参加表明書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の記載があるもの
- (3) 参加表明書等は、審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出した内容を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、病院事業管理者の承諾を得ること。
- (4) 参加表明書等は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。ま

た、参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であるとの病院事業管理者の承諾を得なければならない。

(5) 提出された参加表明書等は、必要に応じて公開する。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

なお、審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

(7) 提出書類や図書の取扱い

提出された書類や図書等については、一切返却しない。

1 3 事業の契約

(1) 小牧市病院事業は、最優秀者と新小牧市民病院に関するE S事業の契約交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。また、委託契約を締結するまでの間に、新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託プロポーザル実施要綱第3条各号に規定する者に該当しないと認めたとときも同様とする。

(2) 最優秀者は、E S事業の事業内容や費用等について十分協議した上で、別紙基本協定書をもって速やかに合意するものとする。

(3) E S設備含めた新小牧市民病院全体の各種設備の仕様確定後、最優秀者とE S事業の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。なお、業務の仕様に変更がない場合は、契約する費用は提案時の金額を上回ることはできないものとする。また、増改築による各種設備の変更時及び3年毎に契約内容の見直しを行うものとする。

1 4 建設地の視察

主催者による建設計画地での説明会は行わない。

各者現地視察は自由とする。

1 5 配布資料

(1) 小牧市民病院建替基本計画

(2) 新小牧市民病院建設基本設計書（概要版）

(3) 基本設計図面等

ア 共通

工事区分表、工程表、基本設計図書

イ 意匠

配置図、エネルギー棟の平面図、立面図、断面図

新病院棟の平面図、断面図（参考）

北棟の平面図、断面図（参考）

ウ 構造

エネルギー棟の各階床梁伏図、軸組図、断面リスト、
荷重表（想定）

エ 電気設備

基本システム（参考）

オ 機械設備

基本システム（参考）

(4) 新小牧市民病院の負荷モデル、光熱水費の原単価（想定）

(5) E S 事業で想定されるリスクと責任分担

(6) 新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託に関する
基本協定書